

令和2年10月26日

保護者 各位

岡山県立岡山大安寺中等教育学校
校長 起塚 郁夫

インフルエンザ治癒証明書の取扱いの変更について

平素から本校教育の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、インフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出するようお願いしています。

このたび、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、インフルエンザが治ったかどうか確認するための医療機関への受診及び治癒証明書の取得は必要ないこととします。(インフルエンザ以外の感染症については、従前どおり治癒証明書が必要です。)

再登校の際は、別紙「インフルエンザ罹患報告書」(保護者記入)を、担任までご提出くださるようお願いいたします。

記

- インフルエンザ感染の疑いがある場合
 - ・発熱、咳、頭痛などの症状があるときは、無理をせず必ず早めに受診し、診断を受けてください。
 - ・インフルエンザの診断を受けた場合には、直ちに学校にご連絡ください。
 - ・インフルエンザは、学校保健安全法により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、出席停止となります。

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあつては3日)を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで」

・別紙下欄の【発症日からの経過】に発症日からの体温を記録してください。再登校の基準を満たすまで、登校しないようお願いいたします。

・登校を開始される際は、教室に入る前に別紙「インフルエンザ罹患報告書」(保護者記入)を担任に提出してください。

報告書は本校のホームページからダウンロードできますが、ダウンロードできない場合はご自宅に郵送しますので、ご連絡ください。